

# 第4次広島市男女共同参画基本計画の体系

## 第3次基本計画

### 基本方針1 あらゆる分野における政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大

- (1) 市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- (2) 市の関係団体などにおける方針決定過程等への女性の参画の推進
- (3) 防災・復興における女性の参画の拡大

### 基本方針2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活等の両立【女性活躍推進法】

- (1) 働く場における男女共同参画の推進
- (2) 職業生活と家庭生活の両立に向けた職場環境の整備
- (3) 男性にとっての男女共同参画の推進
- (4) 子育てや介護等の支援の充実
- (5) 多様な就業ニーズを踏まえた就業支援の推進
- (6) 女性の参画が少ない分野における男女共同参画の推進

### 基本方針3 安心して暮らせる社会の実現

- (1) 生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- (2) 生涯を通じた男女の健康の保持増進対策の推進
- (3) 性と生殖に関する健康と権利の浸透

### 基本方針4 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援

- (1) 女性に対するあらゆる暴力根絶のための認識の徹底と対応
- (2) 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援の充実【DV防止法】
- (3) セクシュアル・ハラスメントの防止と被害者への支援の充実
- (4) 女性や子どもに対する性犯罪・性暴力、売買春などの根絶に向けた対策の推進

統合して(1)へ

### 基本方針5 男女の人権を尊重する市民意識の醸成

- (1) 互いの人権を尊重し合う教育や啓発の推進
- (2) 男女共同参画推進拠点施設における取組の推進
- (3) 男女共同参画の視点からの広報・啓発活動の推進
- (4) 子どもの頃からの男女共同参画を推進する教育の充実
- (5) 平和の発信と国際理解・国際協力の推進

## 第4次基本計画(案)

### 基本方針1 あらゆる分野における政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大

- (1) 市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- (2) 市の関係団体などにおける方針決定過程等への女性の参画の推進
- (3) 防災・復興における女性の参画の拡大(拡)

### 基本方針2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活等の両立【女性活躍推進法】

- (1) 働く場における男女共同参画の推進
- (2) 職業生活と家庭生活の両立に向けた職場環境の整備
- (3) 男性にとっての男女共同参画の推進
- (4) 子育てや介護等の支援の充実
- (5) 多様な就業ニーズを踏まえた就業支援の推進
- (6) 女性の参画が少ない分野における男女共同参画の推進

### 基本方針3 安心して暮らせる社会の実現【女性支援新法】 新規

- (1) 生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備(拡)
- (2) 生涯を通じた男女の健康の保持増進対策の推進
- (3) 性と生殖に関する健康と権利の浸透

女性支援新法に沿って、困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる。

### 基本方針4 性犯罪・性暴力を始めあらゆる暴力の根絶と被害者への支援【女性支援新法】 新規

- (1) 性犯罪・性暴力を始めあらゆる暴力根絶のための認識の徹底と対応(拡)
- (2) 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援の充実【DV防止法】(拡)
- (3) セクシュアル・ハラスメントの防止と被害者への支援の充実

配偶者等以外の暴力を当基本施策に集約した上で、若年層向けの教育・啓発に重点的に取り組む。

### 基本方針5 男女の人権を尊重する市民意識の醸成

- (1) 互いの人権を尊重し合う教育や啓発の推進
- (2) 男女共同参画推進拠点施設における取組の推進
- (3) 男女共同参画の視点からの広報・啓発活動の推進
- (4) こどもの頃からの男女共同参画を推進する教育の充実
- (5) 平和の発信と国際理解・国際協力の推進